

第5章

緑化重点地区における 緑化推進計画



第5章 緑化重点地区における緑化推進計画

1. 緑化重点地区の設定

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、都市緑地法において、緑化の推進を重点的に図るべき地区として緑の基本計画に定めることが規定されています。また、行政による重点的な緑化施策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化の推進が行われることを求めており、それぞれの主体の協働によって緑化を進めるモデル的な地区としての役割が期待されます。

(2) 地区の設定要件

緑化重点地区の候補地としては、一般に次のような地区があげられています。

- ①駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区
- ②特に緑が少ない地区
- ③緑による質の高い環境整備に対する市民の意識が高い地区
- ④具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区
- ⑤避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区
- ⑥緑化協定の締結の促進等により良好な住宅地の形成を促進する地区
- ⑦風致地区など都市の風致の維持が特に重要な地区
- ⑧教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区
- ⑨都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区
- ⑩ヒートアイランド現象の緩和など、都市環境の改善が必要な地区

(3) 地区の設定と設定理由

地区の設定要件を踏まえ、次の理由から優先度の高い「(仮称)中央市街地緑化重点地区」及び「(仮称)西部市街地緑化重点地区」を緑化重点地区として設定します。

【(仮称)中央市街地緑化重点地区】

○本市の玄関口、「顔」となる地区として、緑の保全や緑化の推進により、その魅力の向上が求められるとともに、市内外の人々が集い・交流するシンボル拠点と位置づけられることから、重点化による高い効果が期待できます。

→「①駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区」に該当

○大日西地区、中央地区等の土地区画整理事業と一体的な事業推進が可能であるとともに、緑化重点地区総合整備事業の導入による効率的かつ合理的な整備が可能となります。

→「④具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区」に該当

○公共施設や商業地、住宅地が集積しているほか、道路、河川等が含まれることから、これらの緑化に関わるモデル地区として市民に理解されやすく、緑化意識の高揚や浸透につながりやすい地区といえます。

→「⑧教育施設等の公共施設と民有地の一体的な緑化及び景観形成により良好な環境の保全及び創出を図る地区」に該当

【(仮称)西部市街地緑化重点地区】

○面的整備が未整備なため、公園や緑化された道路などの都市基盤施設が不足しており、また比較的制限の緩やかな準工業地域に指定されているため多様な用途の建物が混在するなど、都市環境や都市防災の視点から課題のある地区です。重点的な緑地の確保や緑化の推進により、市街地環境の改善に大きな効果が期待でき、他の類似地区へのモデルとなり得ます。

→「②特に緑が少ない地区」、「⑤避難場所の面積が十分でない等防災上課題があり、緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要が特に高い地区」に該当

○公園などの施設としての緑地が極めて不足しており、配置を図る都市公園などを核として、身近で日常的に利用可能な憩いの場の創出が必要となっています。

→「⑨都市公園を核として、市民の憩いの場の創出を図る地区」に該当

○整備が進められている北関東自動車道が縦貫する本市唯一の市街地であり、沿道をはじめとする地区における市街地環境の維持・向上が求められます。

→「④具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区」に該当



図 (仮称) 中央市街地緑化重点地区の位置

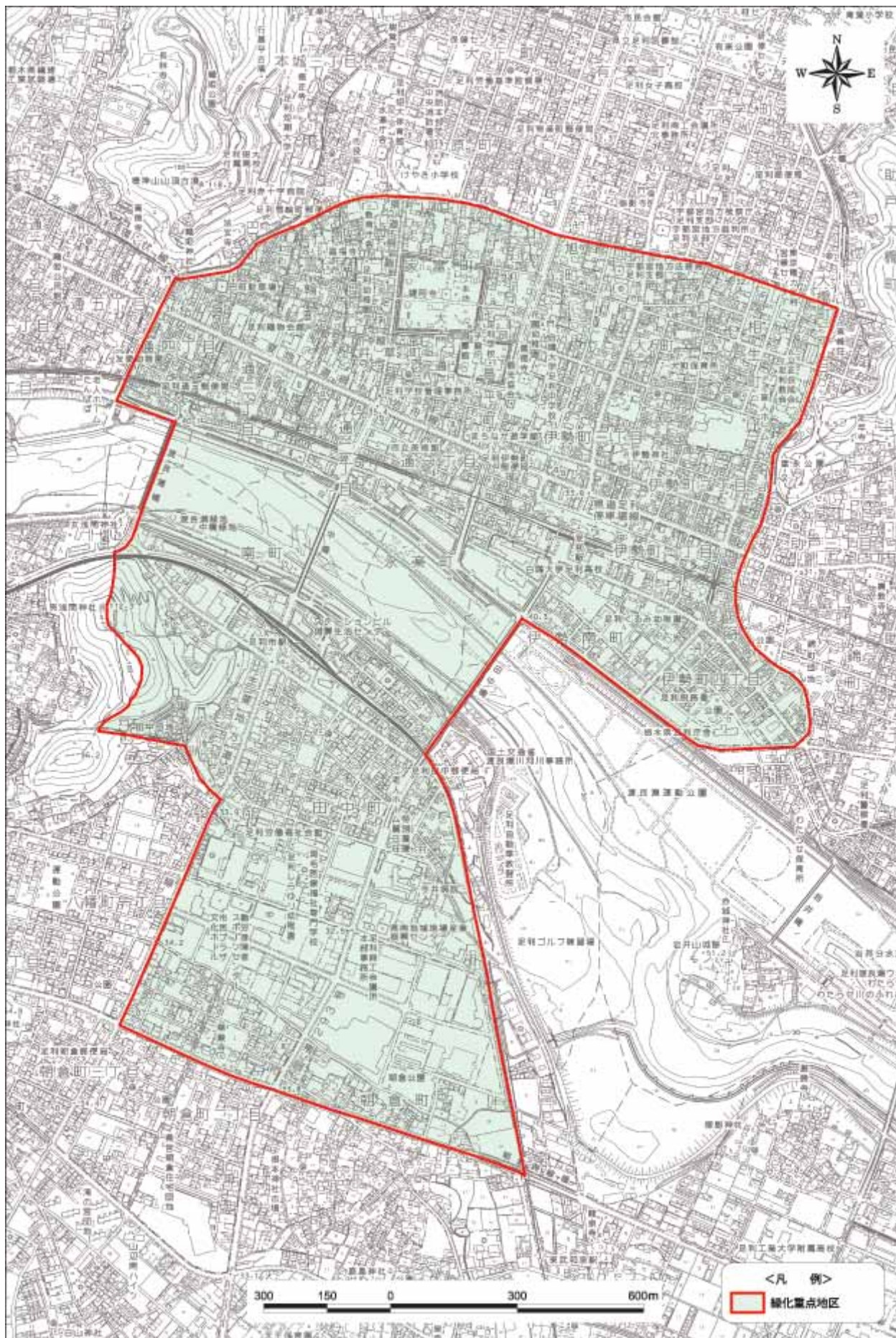
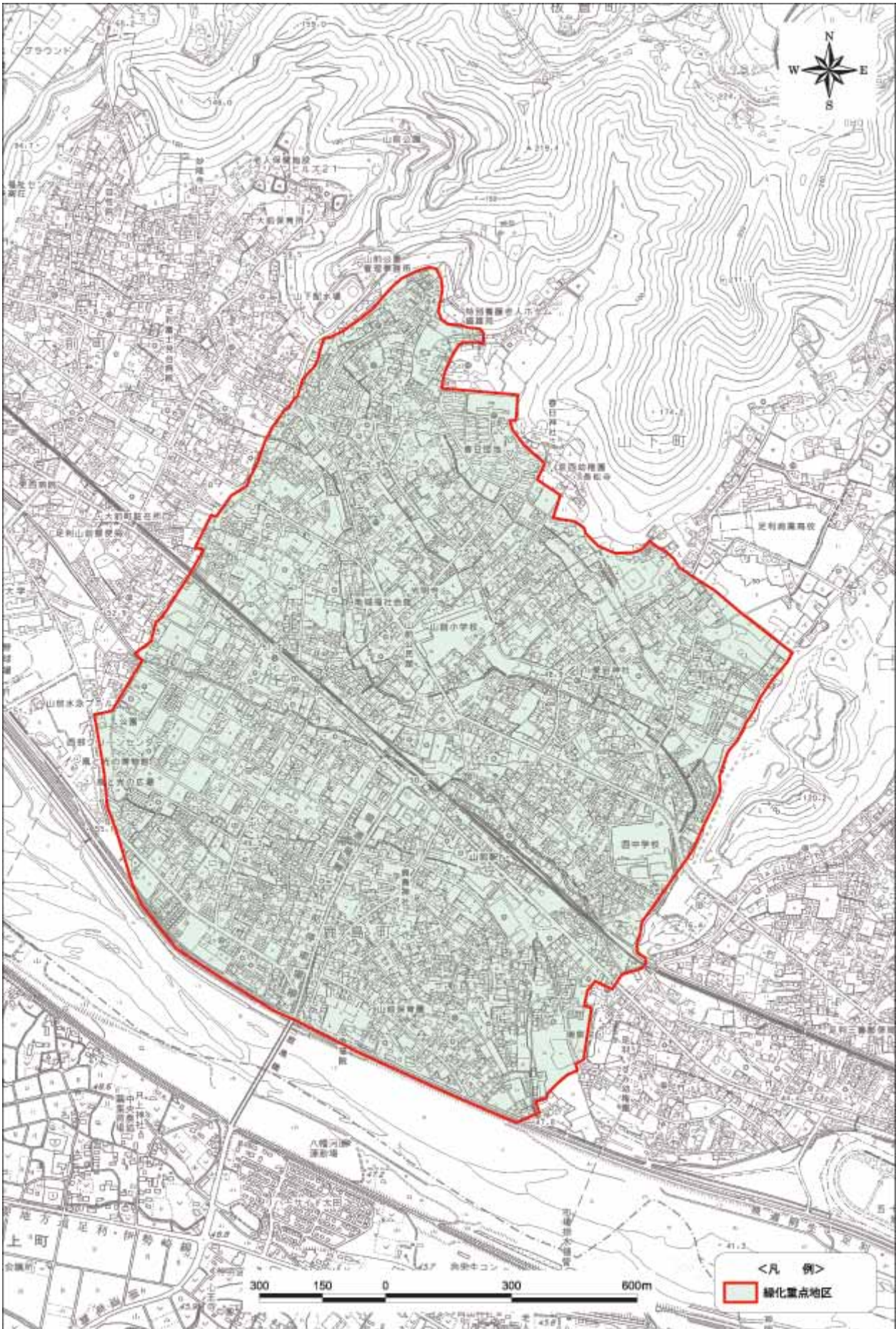


図 (仮称)西部市街地緑化重点地区の位置



第5章
緑化重点地区における
緑化推進計画